

令和6年度第3回料金審議会 会議記録

- 1 日 時 令和6年11月21日（木）13：57～15：34
- 2 場 所 静岡商工会議所 4階403号室
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

（司会者）

ただいまから静岡県大井川広域水道企業団第3回料金審議会を開催いたします。皆様に名簿をお渡ししておりますが、当日のご都合等により一部変更となっている方がおりますので、ご承知おきください。それでは審議会に先立ちまして、当企業団市川企業長よりご挨拶を申し上げます。

（企業長）

こんにちは。本日は委員の皆さんお忙しい中、3回目の審議会に出席くださいます。ありがとうございます。また、構成団体の皆さんには2回目の審議会終了後、意見聴取にご協力いただきありがとうございます。

本日の静岡新聞の一面にリニアの高速長尺ボーリングが県境を越えて静岡県に達したという記事が載っています。我々の事業は大井川の水を水源として使わせていただいております。県境を越えたところに井川-大唐松山断層という大きな破碎帯がありますが、水がどの程度溜まっているのかは掘って調べてみないと分かりません。今までの県とJRとの対話におきまして、水量については、山梨県に流れる分は田代発電所が取水停止している水量の範囲内に収まるのではないかと、ということで皆さんにご了解いただいた上で、ボーリングを再開しているところでありますが、今後、断層に到達した時に水量がどうなるのか以前から注目しております。加えて、水道事業として、やはり水質については非常に気になっております。私どもの浄水場は、大井川の水を浄水するというので、薬品処理と急速濾過という非常に簡単な仕組みであるため、有害なものを除去できるような仕組みにはなっておりません。ですから、水質が変化し、浄水場で処理できないような水が流れてくると送水できないという事態に陥ってしまいます。水量も大事ですが、水質についてもかねてより注視しており、我々も上流で年に9回程採水して分析しております。JRが上流で測定している基準は河川の環境基準であり、水道の基準よりも1桁くらい緩い基準となっております。まだ正式に回答をいただけていませんが、月に1回程度JRでも責任を持って水道の水質基準で測定していただくというお願いをしているところです。安定供給のために水源の水量も水質も今後も監視を継続していきたいと思っております。

もう一つは、11月2日の静岡新聞に1月の能登半島地震を踏まえ、全国の上下水道施設の耐震化状況について、国交省が緊急点検を実施した結果が掲載されました。これによりますと、水道施設における耐震化は取水施設が約46%、浄水施設が約43%、送水管が約47%に留まっているという全国の点検結果となっております。企業団の施設では取水施設と浄水施設については耐震化を終了しております。送水管路については59%まで耐震化を進めておりますが、昨年度策定しました施設更新実施計画においてなるべく早期に100%となるよう進めてまいりたいと考えております。そのためには、水道事業としていただいた料金の範囲内で整備をしていかなければならず、必要

性があるからといって一般財源等を導入して50年かかるものを10年、20年で実施することは困難であります。また、水道管の補強や取り替えは掘削して既存管を取り出し、新設するというものです。送水管の周辺にお住まいの皆さんにも負担をかけることになり、莫大な経費もかかるということで皆さんもご苦労されていると思います。我々としては昨年策定しました令和52年度までの計画のとおり、自分たちの施設については確実に計画を立ててやり遂げていかなくてはなりません。そのために新しい料金体系が必要であり、構成団体の皆さんと以前からご協議いただいているところですが、今年度きちんとした考え方のもとに、設備更新計画を実施するための料金体系を構築していきたいと考えております。

本日は3回目になりまして、まずは構成団体の皆様からいただいたご質問、ご意見について議論していただき、後半では先生方のご意見を頂戴したいと思いますので、本日もどうぞ、よろしくお願ひいたします。

(司会者)

ここで佐藤克昭委員長より一言、ご挨拶をお願いいたします。

(佐藤克昭委員長)

改めまして、皆様こんにちは。

本日は最後の料金審議会ではありますが、企業長より諮問をいただいております将来の構成団体の料金負担の在り方、3部料金制における各料金費用の配分等につきまして、これまでの審議内容も踏まえて、さらに本日十分討議を重ねて答申案を取りまとめるよう努めていきたいと思ひますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願ひして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

それではただいまから審議に入りますが、本日の審議委員会につきましては、午後4時を終了の目安とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは審議会の進行を佐藤克昭委員長にお願ひいたします。

(佐藤克昭委員長)

それでは審議会の進行役を務めさせていただきますので、どうか円滑な進行にご協力のほどよろしくお願ひいたします。審議会は全3回を予定しておりまして、本日が最終回3回目となります。最初に本日の進行について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元にあります審議内容次第をご覧ください。まず資料1の「料金審議会委員の意見等を踏まえた今後の料金負担のあり方に対する各市の意見」について事務局から説明した後、各委員からご意見をいただき、その次に資料2の答申について事務局から説明した後、各委員からご意見をいただく予定であります。

(佐藤克昭委員長)

それでは本題に入りたいと思いますが、まず審議内容について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、料金審議会委員の意見等を踏まえた今後の料金負担のあり方に対する各市の意見について説明します。資料1の「料金審議会委員の意見等を踏まえた今後の料金負担のあり方に対する各市の意見」をご覧ください。こちらは前回の審議会後に各市から出た意見を取りまとめたものになります。ご質問のあった内容を説明していきます。

まず、島田市さんから、「固定費を資本費と維持管理費に区分して、それぞれ基本料金と使用料金を配賦するという考え方については、まだ疑問点が残っております。資本費、維持管理費とは何なのか。また、これらを区分する明確な根拠があるのかがよく理解できない状況です。」ということと、「ダム関連経費だけでなく、全ての費用について、明確な基準をもとに旧基本料金、新基本料金、使用料金を配分していく過程を示していただきたいと思います。さらに、その配分が妥当であるかどうか専門家の意見を反映した上で、明示していただくことを望んでいます。」とのことでした。

正面のスクリーンをご覧ください。お手元にある資料も参考に見ていただけたらと思います。今から説明する内容は、前回の審議会でも議論されたことなどを基にした企業団の考え方になります。

料金原価は、資産維持費、支払利息、減価償却費、人件費、修繕費、動力費など様々な経費があります。料金原価の中で資本費にあたるものは、オレンジ色の資産維持費と支払利息になります。

次に、料金原価を固定費と変動費に分けます。固定費に含まれるものは、資産維持費、支払利息、減価償却費、撤去費、時間外手当を除く人件費などがあり、緑色で囲まれている部分になります。変動費に含まれるものは、動力費、薬品費、汚泥処理費、人件費の時間外勤務手当となります。今スクリーンに映っている青色部分になります。固定費の中でも、企業団が各年度支出を調整できない経費と、ある程度企業団が支出を調整できる経費があり、水色部分が固定費の中でも企業団が各年度支出を調整できない経費になります。資本費用の資産維持費、支払利息、その他にもダム関連経費、減価償却費、撤去費などがあります。次に、桃色部分に含まれるものが、固定費の中でもある程度企業団が支出を調整できる経費になります。修繕費、時間外手当を除く人件費、その他維持管理費などになります。

次に、基本料金原価と使用料金原価の配賦になります。今後の水道原価の配賦について、水道料金算定要領を参考としていますが、基本料金原価は固定費の中でも企業団が各年度支出を調整できない経費が配賦され、使用料金原価は変動費と固定費の中でも企業団がある程度支出を調整できる経費を配賦することが妥当であると第2回の料金審議会の中でも佐藤委員長から言及されています。基本料金原価に含まれるものが紫色の枠の中にある固定費の中でも企業団が各年度支出を調整できない経費となります。次に、使用料金原価は、茶色の枠の中にある固定費の中でもある程度企業団が支出を調整できる経費と変動費になります。

次に、基本料金原価を旧基本料金と更新基本料金の原価に配賦します。旧基本料金原価はオレンジ色の枠の中にあるダム関連経費、撤去費、令和10年度以前に資産化した資産の資産維持費、支払利息、減価償却費などがあります。次に更新基本料金原価は緑色の枠の中にある令和11年度

以降に資産化する資産の資産維持費、支払利息、減価償却費などになります。企業団では、これまでの料金審議会を通して今後の料金体系の考え方について、以上のように考えています。

ここで各委員の皆様はこの考え方についてご意見を伺いたいのですが、佐藤委員長、よろしいでしょうか。

(佐藤克昭委員長)

この資料に基づく事務局の説明ですね。これについてどうでしょうか。何かご意見ご質問ありませんでしょうか。

(赤木委員)

ご説明ありがとうございます。

一言で言えば違和感はなく、妥当な考え方であると思います。前回もお話しさせていただきましたが、基本的には固定費に相当する費用というのは基本料金で回収すべきであります。ある程度は算定要領に応じて使用料金部分を増やしていく中で一番大事なことは、発生した経費を回収できないリスクをいかに減らすかということだと思います。その意味で先ほどもご説明あった通り、ある程度支出を調整できる経費という考え方で基本料金と使用料金を分けていることについては、その通りであると思っております。以上でございます。

(佐藤克昭委員長)

佐藤委員何かありますか。

(佐藤和美委員)

まず維持管理費とは何なのかというご質問が島田市さんからあったと思います。この維持管理費、資本費というのは水道料金算定要領では水道施設を維持管理していくための費用が営業費用であるとして規定されております。そして、営業費用にはどんなものがあるかということ、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、通信運搬費諸々が記されております。その意味で維持管理費はこの営業費用であると捉えても問題ないと思います。そして、資本費用については支払利息、資産維持費と算定要領に記載されており、原則として私たちはこの分類に従って認識していけばよろしいかと思えます。

島田市さんの疑問点は、固定費と変動費を基本料金、使用料金に配賦する中でなぜ人件費などが使用料金に入るのかという点だったと思います。この点について私見を述べさせていただきますと、私たちが通常使用している固定費と変動費という用語は原価態様に基づく分類で出てくるものです。原価態様というのは操業度の変化に対する原価の動きを表し、つまり売上高や生産高などが変化するとそれに比例して増えるものが変動費であり、比例せず一定して発生するものが固定費という捉え方です。それとは別の分類があり、発生原因に基づく分類と言われるものです。もっと言えば、管理可能かあるいは管理不能かに派生する分類となります。ここでこの分類を詳細に説明すると長くなりますので要点だけ言いますが、この分類の面白いところは、原価態様による分類における固定費というものが更に分類されることです。どのように分類されるのかといいますと、減価償却費などその発生額がすでに決まっていますので経営管理者がその発生に対して関

与できないコストを既決費、コミティド・コストと言い、経営管理者がその発生額に対して自分の裁量で変化させることができるコストをポリシー・コストといいます。ポリシー・コストとコミティド・コストに分類することができるというのが、この分類体系の面白いところであります。企業団の今回の基本料金と使用料金への原価の配賦において、管理不能なコミティド・コストを基本料金、そして管理可能なポリシー・コスト、人件費等を使用料金に加えており、この考え方に基づいたものと思われま

す。なぜこの考え方に基づいたのか、その理由について二点考えられます。これまで継続的に行われてきた料金のあり方というのは収益的収支、資本的収支に基づいた内容でした。ここから総括原価に基づく配賦ということで一足飛びに基本料金に固定費をすべて含めるとそこに無理があるのではないか、部分的な継続性を配慮した結果だったのではないかと推測します。そして、もう一点として、答申案の中にもありますように、旧基本水量と使用水量との乖離がある団体への配慮もあって、こうした配賦の形になったのではないかと考えます。

(佐藤克昭委員長)

ありがとうございました。

料金単価の設定に至る考え方が、誰にとっても理解しやすく納得できることが重要であると島田市さんの意見にあります。これはごもつともな指摘であると思います。

ただいま、赤木委員と佐藤委員からも説明がございましたが、わかりやすく包括的に説明します。基本的には水道料金算定要領に準拠して大井川広域水道企業団も料金算定をしているという前提に立って考えますと、給水収益で回収すべき総括原価があります。総括原価を大きく分けま

すと、営業費用と資本費用の2つに分けられると水道料金算定要領にあるわけです。資本費用は何かというと、これまでの企業団の経営に必要な資本を調達したことに関わるコスト、資本コストです。具体的に言うと、算定要領では何かということで記されているものが支払利息と資産維持費です。この2つが資本費用であり、営業費用というのはその他諸々全てかかる費用でした。この資本費用につきましては、基本料金原価に配賦されました。営業費用については佐藤先生からもご説明がありましたが、要するに、固定費と変動費に分けられ固定費が基本料金原価、変動費が使用料金原価と考えた場合、固定費に入るのは営業費用の大部分ということになります。変動費は佐藤先生からご説明があったように稼働状況によって変動する費用ですから、水道料金算定要領でその変動費とは何かというと、薬品費と動力費等であり、その他全て固定費であると記載されています。この算定要領は末端給水事業者向けの手順ですので、特に用水供給事業者について具体的には記されていないと思います。しかし、この算定に従うと費用は2つを除いて全て固定費ということで、基本料金の割合が非常に高くなり、企業団にとってはその方が経営は安定するということになりますが、構成団体の方にとってはコストが高くなります。

ここからは私の解釈ですが、固定費の中で先ほど佐藤先生がおっしゃったポリシー・コスト等管理会計（原価管理）の概念を踏まえて考えますと、令和4年度の大井川広域水道企業団の貸借対照表の借方にあります。資産の部は流動資産と固定資産があり大半が固定資産です。資産合計約977億円のうちの931億円程度が固定資産です。固定資産は何かという話になりますが、固定資産には有形固定資産と無形固定資産があります。有形固定資産は土地と建物、機械装置です。それから大井川広域水道企業団の無形固定資産はダムの使用権であり約133億円、水利権もあり

ます。簡単に言いますと、固定資産は長期に亘って保有する資産。これはご理解いただけると思いますが、今説明した通りの内容ですので、固定資産に関わる経費というのが何かと言いますと、ここに書かれている減価償却費です。これは総括原価のうちの恐らく5割以上占めていると思います。非常に大きいわけであります。それから撤去費であり、ダムに関連経費も使用権、無形固定資産に関わっていますので、こうした長期に保有する資産取得により発生する経費は、短期的には管理できないコスト（拘束費）として、やはり基本料金原価に配賦する。表現は色々ありますが、固定的経費だということになり、基本料金原価に振り分けて、それ以外の経費は先ほど佐藤委員がおっしゃいましたように短期的に管理可能な変動的経費として全て使用料金原価に配賦する、このように料金体系を考えると分かりやすいと思います。

次に、なぜこのようなことをするのかということですが、先ほど申したようにこの算定要領の方式に従って原価の配賦をしますと固定費が非常に高くなるということで、これはやはり基本料金と使用料金のバランスを欠くことになって、用水を供給する企業団の経営とそれを利用する構成団体の方々のニーズがうまく調和するように考えています。前回の料金改定におきましては構成団体から料金を特に低減するというような強い要求があったと伺っていますので、そのことも考えると今の企業団の料金算定の考え方の基本と手順になっているのではないかと、今まではっきり明示されていなかったもので、今回分かり易く設定したということが、島田市さんの意見に対する回答であると理解しておりますので、お話をさせていただきました。

その他の方にもご意見をいただいております。

（事務局）

それでは資料1の続きに戻りまして、焼津市さんからの質問に対して説明していきます。焼津市さんからは、「ダム建設費に応じて使用権を獲得していること、令和11年度から更新基本水量以上の受水はできないこと、更新基本水量を基本水量と採用していることなどから、当初基本水量は令和13年度の企業債償還終了または令和39年度の減価償却の終了をもって使用権を更新基本水量に承継させていると思われる。」という意見がありました。

まず、ダムの使用権については160,700 m³/日が基となっているため、更新基本水量に承継されるものではありません。

次に令和11年度から更新基本水量以上の受水はできないことについてですが、令和11年度以降も全ての受水点までの管路等が更新されるまでは、更新基本水量以上の水量を受水することはできません。ただし、供給計画以上、旧基本水量までの受水は、管網解析等により判断されます。

正面のスクリーンをご覧ください。こちらは令和6年3月に締結した大井川広域水道用水供給事業の水道施設の更新に伴う施設規模の基となる供給水量に関する覚書にある供給計画になります。先ほど申し上げた供給計画という表現は、こちらの計画のことになります。

焼津市さんを例に挙げますと、更新基本水量は5,600 m³/日ですが、令和11年度から13年度の供給計画の水量は1日当たり6,700 m³/日となっています。また、焼津市さんのすべての受水点までの管路等の更新が終了するのは令和38年度を予定しています。

令和11年度から令和13年度までの受水については、更新基本水量5,600 m³/日以上供給計画の水量6,700 m³/日となっています。この時点では受水点までの管路等の更新は終了していないので、6,700 m³/日を問題なく受水することができます。ただし、供給計画の6,700 m³/日以上、旧基

基本水量の 24,900 m³/日以下の受水を希望する場合は、管網解析等により判断されます。また、全ての受水点までの管路等の更新は令和 38 年終了予定ですが、令和 39 年度以降になると、更新基本水量以上の受水をすることはできません。

次に、「3 部料金制を更新基本水量と使用水量に基づいた 2 部料金制に切り替える時期を明確にしてほしい」とのことですがこれについては後ほどご審議いただきます。

次に掛川市さんからの質問ですが、「審議会からの答申後、全ての構成団体から了解が得られなかった場合、どのように合意形成を図っていくのか」とのことですが、審議会では今後の料金体系について学識経験者及び専門家によりご審議されていることと、オブザーバーである構成団体からの意見についても全て審議した上で答申をいただく予定であるため、基本的にはご理解いただけるものと考えております。

説明は、以上となります。

(佐藤克昭委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの焼津市さんと掛川市さんの意見に対する事務局からの説明に対し、委員の皆様、何かご質問ご意見ありますでしょうか。

赤木委員いかがでしょうか。

(赤木委員)

ご説明いただいた内容についてはその通りであると思います。先ほどおっしゃられていた 3 部料金制から 2 部料金制への切り替えですが、こちらにつきましては、まず、構成団体が置かれている今の状況、前提条件として現状の設備は、旧基本水量である 160,700 m³/日に対応して整備されており、それに更新をかけ、ダウンサイジング等も含めて最終的な更新基本水量の 132,590 m³/日に対応した施設整備の完了というのが令和 52 年度であると伺っております。

その前提条件で費用をどのように配分するのか、旧基本水量と更新基本水量に分けて管理するという 3 部料金制の考え方からいけば、2 部料金制になるのは基本的には令和 52 年度に整備が完了したところではないかと思えます。ただし、令和 52 年度に一斉に切り替わるわけではありませんで、その意味では旧基本水量に関する費用を更新基本水量で配分しても差し支えないだろうということで、構成団体の皆様のところ合意が取れるのであれば、その時点が転換点になるのではないかと思います。

最短はどの時点かという焼津市さんでも書かれておりますが、基本的には今の長島ダムを整備した減価償却が完了するのが令和 39 年度ということで、最短でもそこまでは 3 部料金制を続けるものと個人的には理解しております。一方で令和 39 年度に切り替えるかということ、令和 52 年度までどうするのかということがありますので、令和 39 年度以降で適切だと皆様で判断されたタイミングになるのではないかと、少なくとも今の時点ではここまでというフラグは立てづらいのではないかと思えます。

私からは、以上でございます。

(佐藤克昭委員長)

ありがとうございます。佐藤委員お願いします。

(佐藤和美委員)

まず、この旧基本料金を構成する内容のうち、ダム管理費と交付金以外は徐々に消滅していくものです。ところが、ダム管理費と交付金、これはダムが存在する限りずっと続いてしまうものです。それが旧基本料金に入っているということは、ダム関連経費が存在する限り旧基本料金は存在するということになります。

しかしながら、物事を決定するときには重要性の考え方というものがあります。将来金額がとても小さくなった場合、どこかの時点で更新基本料金に組み込んでしまうという考え方が取られても、この重要性の考え方からよろしいのではないかと思います。

次にどの時点で組み込むのかということになると思います。そもそもこの3部料金制が登場したのは、更新計画が浮上したからであります。そうであれば、更新計画が終了する時点で3部料金制を終了させるのが最もシンプルな考え方であると思います。ただ、先ほど言いました重要性という一つの基準で考えると、先ほど赤木委員がおっしゃった令和39年度、この時点以後は金額が僅かになっているとも考えられます。

私の意見として、シンプルな考え方は更新計画が終わるときに3部料金制を終わらせる。もう一つは、重要性という基準から見ると、金額が僅かであればもっと早い段階で2部料金制に移行することもあり得るという意見です。

以上です。

(佐藤克昭委員長)

どうもありがとうございました。

先ほど申しましたように、基本料金原価の大部分が減価償却費です。資料5でありますように、減価償却費を中心にして徐々に旧の基本料金原価が減っていき、既存施設の償却が進んでいきます。一方で更新施設も進行していきますので、こちらの減価償却費は増えていくわけで、将来のいつかは2部料金制に切り替える時期が来るということは想定できます。

例えば、これは前回事務局から提供していただいた資料ですが、施設更新計画を終了する令和51年度から令和55年度の時点で旧基本料金単価が2.3円、更新基本料金が47.5円であり、旧基本料金単価は大幅に縮小する試算がされていることも参考にできますが、切り替え時期については、現在は何が起きるか予測不可能、先行き不透明の時代であり、赤木委員がおっしゃったように現在決める問題ではなくて、今後の更新計画の進展状況や用水の供給動向を見極めながら、施設更新計画が終了するその時までの然るべき時期、然るべき時期というのは委員の皆さんからいろいろご説明がありましたが、そういう一つの節目のような然るべき時期に構成団体の皆様方で合意形成を図り、協議されることが適当ではないかというのが私の意見であり、大体皆様のご意見もそれに近いものであると思います。

以上であります、よろしいですか。構成団体の皆様からの意見に対する質問ご意見等よろしければ次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。佐藤委員よろしいですか。

(佐藤和美委員)

はい。

(佐藤克昭委員長)

時間はあまりありませんが、オブザーバーで参加されている構成団体の皆さんから、もし何かあればお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(構成団体から意見なし)

(佐藤克昭委員長)

それでは時間の関係もありますので、次の審議についてお伺いします。

お手元の資料2の「静岡県大井川広域水道用水供給事業における給水料金について(案)」をご覧くださいと思います。これまでの審議会で皆様方よりいただいた意見を取りまとめ、答申書案として作成しました。事務局から読み上げをお願いいたします。

(事務局)

それでは答申書案について説明していきます。資料2の「静岡県大井川広域水道企業団用水供給事業における給水料金について(案)」をご覧ください。

まず、2ページ目の「1 はじめに」をご覧ください。こちらは料金審議会を開催する経緯、審議内容等に関する記載となっています。要約して読み上げます。

静岡県大井川広域水道用水供給事業は、給水開始から35年以上経過し、施設の老朽化が進み、施設更新を進めています。企業団は令和5年度に中長期にわたる施設更新実施計画を策定し、約40年間で浄水・送水の施設更新や耐震化を進める方針で総額約770億円の投資を予定していますが、物価上昇や人口減少における水需要の減少、長島ダム経費の負担が続き、経営状況の厳しさは増すことが記載されています。

試算では、令和11年度に損益が赤字、令和13年度に資金不足が見込まれるため、令和11年4月の料金改定を目指し、構成団体と協議を続けています。料金審議会を通じて水道水の供給原価を適正に算定・配賦し、安定して回収することは、構成団体の公平な負担に適うとともに、企業団及び構成団体の水道事業の持続可能な経営につながるものと思われれます。加えて新料金体系の考え方や料金算定手順、総括原価の分解・配賦の原則を示すことが料金改定を検討する上で共通認識として、また料金設定の説明責任を果たす観点からも基本的に重要であると考えます。3部料金制の採用、総括原価の分解、配賦に関連して平成29年度の改定時に議論されなかった個別費用の性質についても、審議会において整理することとしました。

以上が審議会を開催する経緯、審議内容等になります。

次に、3ページの「2 企業団の料金について」をご覧ください。

給水開始時から現在の料金体系の概要となります。まず(1)給水開始時の料金設定から平成12年度改定料金までについてですが、9ページの資料1をご覧ください。こちらは昭和63年度当初と平成5年度改定と平成12年度改定が(1)の料金に該当します。これら3つの料金体系は

資金収支方式で算定し、元利償還金を使用料金へ配賦するなど基本料金の負担を軽くする配慮がなされていました。

次に、現在の料金体系、平成29年度改定ですが、これまでの資金収支方式から総括原価方式へと見直しました。3ページに戻りまして(2)の下から2行目の部分ですが、平成29年度改定では料金の値下げや総括原価方式への移行が焦点で、現在協議が続いているダム関連経費等の配賦について特別な議論はなされていないことが記載されています。

次に4ページの「3 水道料金原価の配賦について」をご覧ください。こちらは第1回の佐藤委員長からの意見を受け、第2回で審議している内容になります。要約して読み上げます。

水道料金算定において、企業団は日本水道協会の料金算定要領を参考にしています。同要領では、多くの費用が固定費として基本料金に配賦され、基本料金が高額化する場合の調整が考慮されていますが、この調整は主に末端給水事業者の基本料金抑制による生活用水利用者の負担軽減や、使用料金へ配賦することで節水効果を考慮したものと考えられます。

企業団は用水供給事業者であり安定供給による適切な水道サービスの提供を持続可能とするため、総括原価の配賦基準において、固定資産に関連する経費及び資産維持費を固定的経費として基本料金原価に配賦することで安定して回収し、その他維持管理費は変動的経費として使用料金原価に配賦することで、基本料金と使用料金のバランスにも配慮した料金設定を目指すことを基本的な考え方としております。

平成29年度の料金改定では、減価償却費、支払利息、資産維持費を基本料金原価、それ以外の維持管理費等を使用料金原価に配賦しています。

現在、企業団が構成団体と協議している改定案では、3部料金制導入の下で各経費の性質を見直し、減価償却費、支払利息、ダム関連経費、撤去費、資産維持費を基本料金原価とし、それ以外の維持管理費等を使用料金原価に配賦していることは基本的な考え方に従っております。

企業団では、これまでも人件費や維持管理費などの固定費の中でもある程度企業団が支出を調整できる経費を使用料金原価に配賦することで基本料金を低減し、使用料金に乖離のある構成団体にも配慮した料金体系を構築してきました。今後も料金算定要領を参考としますが、基本料金原価は固定費のうち企業団が各年度の支出を調整できない減価償却費、支払利息、ダム関連経費、資産維持費とし、使用料金原価は固定費のうち、ある程度企業団の判断で各年度の支出を調整できる人件費、修繕費、維持管理費等と、薬品費、動力費等の変動費とすることが妥当であると考えられることを記載しています。

次に、5ページの「(2) 個別事項について」をご覧ください。

こちらは、第2回の審議会で議論された企業団と構成団体で、意見の一致が図られていないダム関連経費と撤去費の配賦先についての記載になります。まず、ダム関連経費について読み上げます。長島ダムは当時の建設省、現国土交通省が企業団設立時の構成団体の計画水量を含めた施設能力で建設した多目的ダムであります。企業団では、ダム管理費及びダム所在市町村交付金相当額負担金からなるダム関連経費について、当時6.0 m³/s、現在は5.8 m³/sの使用権の割合に基づいて国から請求される経費を負担しており、その内訳は、2.0 m³/s分を企業団が、残り、3.8 m³/s分を県が負担することとなっています。

平成29年度の料金改定でダム関連経費を使用料金原価としていますが、これらの経費は建設省との取り決めで、企業団が使用権を有する5.8 m³/s分に基づいて負担するものであり、企業団の

使用水量の多寡や施設更新の有無に関係なく、ダムが存続する限り必要となる固定的な経費であります。このため、更新基本水量や使用水量に基づき変更できるものでなく、ダムに係る減価償却費や企業債償還が継続している現状では旧基本料金原価に配賦することが適当であり、そのことが構成団体の公平な負担及び企業団の安定経営につながると判断します。

次に、撤去費について読み上げます。

企業団設立時の当初申込水量に基づき建設された施設の撤去は、更新事業との関連性により判断すべきと考えます。

廃止管路の充填処理を含む撤去のみを行う施設は、更新事業と一体性がないことから、旧基本料金原価の資産減耗費として扱うことが適当であります。

施設の撤去と更新を一体に行う場合は、更新施設に撤去費を含めて資産計上するため、更新基本料金原価の減価償却費として扱います。なお、撤去費を施設更新に含むことで費用が減価償却費として平準化されることや、企業債の充当や国庫補助事業の可能性など、企業団の安定経営につながることも期待されます。

以上が、企業団と構成団体で意見の一致が図られていないダム関連経費と撤去費の配賦先とその理由についての審議会の考え方となります。

次に、6ページ「4 3部料金制の導入について」をご覧ください。要約して読み上げます。

施設更新事業の計画期間は約40年間の長きにわたるもので、整備済の旧基本水量160,700 m³/日の当初施設と、更新事業により整備される更新基本水量132,590 m³/日の更新施設が混在することになります。このため今後の料金負担について、当初施設と更新施設が長期にわたり混在する中で、各構成団体の将来的な水需要に基づく負担になるよう、基本料金を当初施設分の旧基本料金と更新施設分の更新基本料金に区分し、これに使用料金を加えた3部料金制を提案し、構成団体と協議しております。

設立時に構成団体が計画した水需要は人口減少や自己水源の活用や廃止、榛南水道との統合等により大きく変化しており、整備済の160,700 m³/日の施設と更新事業により整備される132,590 m³/日の水量は大きく異なっており、各構成団体へ送水する構成割合も異なっており、基本料金割合は当初施設分が小さくなっていき、更新施設分が大きくなっていくことが見込まれ、基本料金を当初施設分と更新施設分に区分することは、構成団体間の公平な負担に適うものであります。

整備済の当初施設と各構成団体の将来的な水需要見込みに基づいて整備する更新施設の投資費用を確実に回収することで、企業団の持続的かつ安定的な経営につながるものと考えます。

以上が3部料金制の導入についての記載になります。また、「4 3部料金制の導入について」で旧基本料金を負担する期間についてこちらは第3回の審議委員会の議論を受け記載するかどうか、審議会委員に判断していただきます。

次に、7ページ「5 旧基本水量と使用水量に乖離のある団体への配慮について」をご覧ください。

こちらは現在の料金体系、今後導入する3部料金制での旧基本水量と使用水量に乖離のある団体への配慮についてとなりますので読み上げます。

水道料金算定要領の「3 料金体系 (3) 個別原価計算基準 イ基本的な考え方」のもっとも極端な計算方式に基づき計算した場合、基本料金が著しく高額になりますが、企業団では人件費

や維持管理経費などの固定費の中でもある程度企業団の判断で各年度支出が調整できる経費を使用料金原価として配賦することで基本料金を軽減しています。

また、今後導入する予定の3部料金制では、基本料金原価を旧基本料金と更新基本料金に分けることにより、当初施設に係る旧基本料金負担が年度の進行により徐々に減少し、施設更新に応じて進むにつれ各構成団体の将来的な需要見込みに基づいて更新基本料金が増加していくことから、旧基本料金から更新基本水量を減少させた構成団体にも十分配慮した料金体系となっているものであります。なお、企業団はこれまでも基本水量の融通を実施し、各団体の使用実績に応じた調整を行っております。

以上が現在の料金体系、今後導入する3部料金制での旧基本水量と使用水量に乖離がある団体への配慮についての記載になります。

次に、7ページ中段の「6 結論」をご覧ください。まず、(1)料金体系ですが、3部料金制を導入し、旧基本料金原価、更新基本料金原価、使用料金原価の区分は別紙1の通りということで8ページをご覧ください。別紙1は8ページになります。こちらはD案の料金原価配分となります。

次に7ページに戻りまして(2)ダム関連経費ですが、旧基本料金原価に配賦します。

次に(3)撤去費ですが、廃止管路の充填処理を含む撤去のみを行う施設は旧基本料金原価の資産減耗費とし、施設の撤去と更新を一体に行う場合は資産計上し更新基本料金原価の減価償却費とします。

次に(4)基本料金を負担する期間についてですが、こちらは第3回審議会の議論を受け、記載するか審議会委員に判断していただきます。

以上が静岡県大井川広域水道用水供給事業における給水料金についての答申の案となります。

説明は、以上となります。

(佐藤克昭委員長)

はい、説明ありがとうございました。

それではこの答申書案について皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(赤木委員)

全体のお話に関しては、最初から最後にわたって前回までのご説明内容や、審議の結果を踏まえておられます。今回議題である区分の基準についても先ほど委員長もおっしゃられていたように妥当なものであり、元々そこにあった考え方が明示化されたと理解しており、そこがはっきりと明記され、かつ内容的にも然るべきだと思いますので、全体としてこれで良いのではと思っております。

あとは、積み残しになっている旧基本料金を負担する期間ですが、先ほど佐藤委員がおっしゃられていたとおり、基本的には未来永劫旧基本水量で行うものであると13ページにもありますが、令和39年度以降も基本的にはダム関連経費はずっと旧で行うということが原則の中で、重要性やどれくらいのシェアを占めるのかを考慮し、更新基本料金としてもいいのではないかというタイミングをもって廃止するというのとは一つ考え方としてあると思います。

ただ一方で、令和52年度目標とは言いつつ、やはり現実問題として本当に終わるのか、私も自治体出身ですので、どれだけ頑張っても努力だけではないところもあるというのは十分承知しております。そういった中、令和39年度でも令和52年度でも年度の数字を出すのは、望ましくないのではないかと考えております。その意味で、先ほど委員長がおっしゃられていて、その通りだと思いましたが、もし記載するのであれば、更新が完了するまでの然るべき時期に重要性というフレーズを考慮し、更新基本水量に織り込んで差し支えないと思われる水準になって以降、どこかの然るべき時期ぐらいというふんわりした書き方であれば載せてもいいのかなと思います。

ただ、書くのであれば、それぐらいの書き方になるかと思いますが、先生お二方もおっしゃられておりましたし、私も思います。まだ書けるタイミングではないのかなと考えております。最短でも30年後という中で、社会情勢、水道行政そのものがどうなっているのか、書き方にもよりますが、変に縛ってしまうということだけが懸念でございます。ですので、基本は今回に関しては書かず、もし書くとしても先ほど言ったような形で年度を明記しない形でふんわり示すということがよいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

(佐藤克昭委員長)

どうもありがとうございました。それでは佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

私はこの答申の内容で基本的に異論はありません。付け加えるとしたら、例えば、安全で安定した事業運営を行っていくことは当然のことですが、その際に発生するコストが適切であるように努力をする、こういった内容がどこかに入った方がいいのではないかと考えています。

そして、旧基本料金を負担する期間ですが、当初は先ほど申し上げたようなことを書けばよろしいのかと考えていましたが、事業がどこまで続くのかがまだ不明確な将来のお話でありますので、はっきりいつまでというような書き方は不可能であり、記載しないほうがよろしいかと思っています。

(佐藤克昭委員長)

どうもありがとうございました。

お二方の委員から答申書案についてのご意見を伺いました。最後に、私から少し意見を申し上げたいのですが、意見というよりは感想ということになるかもしれません。この答申書案は、これまでの審議内容を踏まえまして、全体として皆様おっしゃるような過不足なくよくまとめられていると私は思います。

今回予定されております料金改定ですが、企業団にとって、給水開始から約40年経過をします。施設全般について多額の予算を要します更新耐震化計画を今後40年にわたって実行する、MLBの大谷選手で言えば、フォーティーフォーティ、これまでの40年とこれからの40年、これが転換期であると考えられるわけございまして、繰り返しますが、近年の社会経済情勢は非常に変動幅が大きくて、何が起きてもおかしくないというような先行不透明感が強まっている状況の中で、この答申書の2ページにありますように、水道事業経営というのは一層厳しさを増し

ていくと予想されます。したがって、水道料金をいかにして設定するかについて、構成団体の皆さんにとっても大変影響の大きい重要テーマであると認識しています。

答申案にありますように企業団の給水の開始から現在に至るまでの料金体系と料金設定の経緯を今回総括したわけですし、新たな料金体系である3部料金制のもとで、料金算定における原価配賦の基本的な考え方を具体的に4ページに整理してまとめられたということにつきましては、構成団体の方々にとっての理解とか納得の促進という意味と、それから地域の皆様に説明責任を果たす意味で透明性ということが、自治体の行政で強く求められていると思います。

そういう意味では、先ほど、赤木委員がおっしゃったような今まで行ってきたことをしっかり明文化して文書として残すことが料金改定の一つの資料としても重要だと思いますので、こういうことが今回、審議内容を通してできたということは極めて適切な対応であって、今度はこれをいかに有効に発信していくかに努めていただきたいと思います。

今後多額の施設更新投資を控えておりますので、減価償却費など長期にわたる保有資産、有形固定資産と無形固定資産に関する経費と資産維持費を固定的な経費として基本料金原価に配賦し、安定して回収することは、企業団の持続可能な経営にプラスになるとともに、その他の維持管理的経費を変動的経費として使用料金原価に配賦するというので、基本料金は抑制し、使用料金とのバランスにも配慮して分かりやすく合理的な原価配賦方法が提示されたのではないかと判断しているところです。

次に、構成団体との間で意見の一致が図られていないダム管理費と撤去費の問題ですが、これはすでに1回目と2回目の審議会で討議をしました。ダム関連経費については、前回の料金改定時に十分に議論されないまま使用料金原価に入っております。新たな料金制度の導入によって料金体系が新しくなるということで、費用の内容とか性質を見直した上で議論を整理し、旧基本料金原価に移動配賦するというのが適当という判断であります。5ページに記載されているとおりであります。構成団体の公平な負担と企業団の安定的な経営につながるということを期待しております。

それから、撤去費につきましては、撤去のみを行う施設と、撤去と更新を一体的に行う施設に分けて記載のとおり、それぞれ旧基本料金原価の資産減耗費、それから更新基本料金原価の減価償却費に配賦するというので、これが財政経営の観点からも適当だと判断をいたします。

最後に、3部料金制の導入についてですが、新たに締結された更新基本水量、これは既に同意を得て締結されているわけですが、これに対する更新の施設整備とそれから整備済の旧基本料金に基づく既存施設が長期間にわたって混在します。これを踏まえると、基本料金を旧と更新に区分し、それに使用料金を加えるという3部料金制の導入については5ページに記載されておりますが、水需要など構成団体のニーズ変化に対応して、かつ企業団の安定的な投資費用を回収する上で、誠に理にかなった料金体系であると判断されました。

これまでも企業団は料金設定において、基本料金原価となる固定的経費を限定することにより基本料金を抑制するなど構成団体の料金負担の軽減ニーズについて応える対応策を講じてきていると理解しております。

今後、3部料金制の導入によって、実際の使用水量と基本水量の乖離などが生じている団体にとっても、旧基本料金の割合が次第に減少し、各構成団体の将来的な水需要見込みに基づく更新

基本料金の割合が段階的に増加していくわけで、このことは構成団体間の公平な負担に適う意味があるという判断をしております。

最後に、この答申書案、これまでの審議会の意見を前提に申し上げるわけですが、是非この議論や確定した答申書で示されたことを企業団としては活用していただいて、今後の構成団体との合意形成が促進されること、それから大井川広域水道用水供給事業の経営戦略2019、2024年に改定になっていますが、ここに示されているビジョンでは、「地域とともに、信頼を未来につなぐ大井川広域水道」というのが基本理念であり、理想像として持続可能な水道を掲げて、適切な水道サービスを持続する、それから地域社会に貢献する水道ということが書いてあります。

是非この審議会の答申も通じまして、改めて用水供給の役割、重要性を地域の全体にもご理解をいただくことに留意され、このビジョンが実現していくよう取り組まれることを期待いたしまして、まとめとさせていただきたいと思っております。どうも長いご審議ありがとうございました。

何か付け加えることがあったら、お願いしたいと思っております。

(赤木委員)

ありがとうございました。両先生おっしゃっていただいていたところですが、経営努力、堅実な事業運営というところをしっかりと行っていただきたいというところと委員長がおっしゃられていた広報、積極的な情報公開というところについては付帯意見という形で書いた方がいいのではないかと私は思いました。その2点は審議会でここまで整理させていただいたところなので、思いは一緒であると思っております。そのところを足す方向でご検討いただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

(佐藤克昭委員長)

はい、それではどうもありがとうございました。

他に意見等ないようですので最終的な答申書の取りまとめは、私に一任させていただくということで、よろしいでしょうか。

(両委員同意)

(佐藤克昭委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは答申書がまとまった段階で委員の皆様にもメール等でご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

では事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

本日のご意見等を踏まえまして、事務局より議事録を作成し、委員の皆様にご確認の上、取りまとめまいります。

(佐藤克昭委員長)

3回にわたって、今後の料金負担のあり方等につきまして審議してまいりましたが、委員の皆様のご協力によりまして、本審議会としての答申書を取りまとめることができました。委員の皆様、本当にありがとうございました。また、事務局におかれましては、本審議会の答申を踏まえ、企業団の持続的かつ安定的な経営が検討、維持されることを期待しております。どうも長時間、長期にわたってありがとうございました。

オブザーバーの皆さんも熱心にご意見をいただきまして本当にありがとうございました。それでは事務局に司会進行を渡したいと思います。

(司会者)

佐藤委員長、司会のご進行ありがとうございました。審議会につきまして市川企業長よりお礼を申し上げます。

(企業長)

まずは全3回大変お忙しい中、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。最初1回目に、委員長から経費を全部見直した方がよいのではないかと言われた時に3回で終わるか不安に思ったことを思い出しますが、おかげさまで、2回をかけ、だいぶ整理が進みました。今の審議の中で先ほど非常にアカデミックなお話を佐藤和美先生や委員長からも大学の講義を受けているような解説をいただきまして、私も皆さんもだいぶ理解が進んだのではないかと、本当に行って良かったと思っております。

今後の料金改定に向け、今回のご審議いただいた内容は、大変参考になるものであります。私どもは用水供給事業ですが、各市の皆さんも私ども以上に料金について説明されることと思いますので、今回3回の議論を若干でも役に立ていただければと思います。

本当に広範にわたり、それぞれご専門の知識をお借りし、また、考え方を頂戴しまして、大変勉強になりました。3回で答申案までたどり着いていただきまして、本当にありがとうございました。また、今後とも当企業団あるいは構成団体さんからご相談などがあるときには、ぜひご協力を賜りますようお願いしまして、お礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(司会者)

長時間にわたるご審議ありがとうございました。以上をもちまして、第3回料金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。